

平成27年第3回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成27年9月8日 午前 9時59分開会

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	小野瀬 篤 郎
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	仲 田 不 二 雄
企 画 財 政 課 長	鯉 淵 弘 之
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
町 民 課 長	金 長 典 子
保 険 課 長	大曾根 直 美
健 康 福 祉 課 長	山 口 利 春
産 業 振 興 課 長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会計管理者（会計課長）	大 貫 忠 男
水 道 課 長	河原井 明
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	鯉 淵 佳 代 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成27年9月8日（火曜日）

午前 9時59分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第40号 城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第41号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第42号 城里町地域下水道の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第6 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第44号 備品購入契約の締結について
- 日程第8 議案第45号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第46号 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第47号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第48号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第13 議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定について

- 日程第19 議案第56号 城里町議会議員の辞職勧告について
- 日程第20 議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願
- 日程第22 請願第4号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第23 請願第5号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
- 日程第24 請願第6号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願
- 日程第25 陳情第6号 「安全保障関連法案」の慎重審議に関する意見書提出を求める陳情

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第40号
議案第41号
議案第42号
議案第43号
議案第44号
議案第45号
議案第46号
議案第47号
議案第48号
議案第49号
議案第50号
議案第51号
議案第52号
議案第53号
議案第54号
議案第55号
議案第57号
請願第3号
請願第4号
請願第5号
請願第6号
陳情第6号
-

午前 9時59分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 平成27年第3回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算、決算認定などをご審議いただく重要な会議でございます。

よろしくご審議をお願いするものでございます。

なお、クールビズ対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしくをお願いいたします。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回城里町議会定例会を開会をいたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

6月、7月、8月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願いたいと存じます。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

3番 菌部 一君

5番 三村 孝信君

6番 河原井 大介君

の以上3君をご指名をいたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、根本議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長根本正典君。

〔議会運営委員長根本正典君登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） 去る9月1日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

本定例会に提案されます議案18件、請願4件、陳情1件、報告7件、合わせて30件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。

その結果、お手元に配付されております会期日程のとおり、本日から9月18日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、一般質問の日程ですが、9日目に行うことといたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま根本議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から9月18日までの11日間とされるようご提案がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間と決定をいたしました。

さらに、傍聴人1名を追加しました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人21名を許可をいたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、城里町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成27年第3回議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

定例議会を招集しましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会には、条例改正、請負契約の締結、補正予算及び平成26年度各会計の決算認定についてご審議をお願いするものであります。

慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

議案第40号 城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第41号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

議案第42号 城里町地域下水道の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第43号 工事請負契約の締結について

議案第44号 備品購入契約の締結について

議案第45号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

- 議案第46号 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第47号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第48号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定について
議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計決算認定について
議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第3、議案第40号 城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定についてまでの16議案を一括議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成27年第3回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第40号 城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、個人番号を含む個人情報の取り扱いに関し、情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報では保護措置の内容が異なるため、法律の規定に基づき情報提供等記録について取り扱いを規定し並びに関係文言等を改正するものであります。

議案第41号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を規定するものです。

議案第42号 城里町地域下水道の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例であります。特定環境保全公共下水道の整備が進捗し、かつら水処理センターの処理能力も余裕があることから、下水道関連施設の維持管理費の経費削減を図るため、桂地区高根台団地で利用していた地域下水道を本年9月末をもって廃止し、特定環境保全公共下水へ統合すること

に伴い、関係条例の整備をするものです。

議案第43号 工事請負契約の締結についてであります。27各小学校屋内運動場耐震補強工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第44号 備品購入契約の締結についてであります。27小型動力ポンプ付積載車3台の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第45号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,727万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億486万円とするものです。

歳入では、地方交付税、使用料、手数料、国庫支出金、県支出金及び町債を追加し、地方特例交付金、繰入金、繰越金を減額するものです。

歳出では、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費を追加し、議会費、総務費及び民生費を減額するものです。

議案第46号 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,252万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,858万8,000円とするものです。

歳入では、保険料、繰入金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、保険給付費、基金積立金及び諸支出金を追加するものです。

議案第47号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,664万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,170万9,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金、繰越金及び町債を追加するものです。

歳出では、下水道事業費を追加するものです。

議案第48号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,991万8,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加するものです。

議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定について、議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計決算認定について、議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について、議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定について、以上7議案につきまして、地方自

治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成27年8月3日から実施された決算審査を経て、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） さらに、傍聴人1名を許可をいたしました。

監査委員決算審査意見報告

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程第12、議案第49号から日程第18、議案第55号の平成26年度各会計の決算認定につきましては、監査委員の決算審査を経ておりますので、代表監査委員より決算審査の意見を求めます。

代表監査委員加藤木昭博君。

〔代表監査委員加藤木昭博君登壇〕

○代表監査委員（加藤木昭博君） 監査委員を代表いたしまして、平成26年度城里町の各会計の決算につきまして、審査意見をご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第3条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成26年度城里町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算、基金運用状況書、その他政令で定める書類を審査した結果、各会計とも計数的に正確であり、証書類もよく整備され、適正に処理されております。各基金についても、適法に運用されていることを確認をいたしました。

まず、決算収支についてであります。財政運営の良否を判断する重要なポイントである実質収支については、一般会計の実質収支額が2,508万2,000円で、実質収支比率は前年度と比較して0.7%減少し、0.2%になっております。

一方で、歳出決算においても、一般会計と特別会計を合わせた不用額の合計は、前年度決算より54.7%減の7,204万5,000円となっております。主なものは、道路橋梁費や河川費の工事請負費の不用額に起因するものであります。また、科目によっては、需用費や委託料、負担金補助及び交付金等に多くの不用額が見受けられます。

各事業の予算については、財源確保の厳しい中、予算づけされたものであり、今後とも常に業務の執行状況、さらには決算見込みを的確に把握して、予算補正を適切に行うなど、限られた財源の効率的な運用を図り、弾力のある行政運営を望むものであります。

また、平成26年度の自主財源比率は26.9%で、前年度より2.9%と若干ではありますが減少をしております。

一方で収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて前年度より226万5,000円の減で、5億9,521万1,000円となっております。

未収金対策については、毎年度申し上げているところではありますが、引き続き他の部署との連携を密にし、滞納者には早期に対応し、悪質な滞納者には滞納は絶対許さないと

いう毅然とした態度で臨み、法的措置を講ずるなど、さらに実効性のある収納対策を図り、滞納の解消、収納率の向上に引き続き努力するようお願いをいたします。

加えて、不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせて前年度より720万6,000円増加し、3,904万2,000円の不納欠損処分が行われております。

不納欠損処分は、納税者等に不公平感を抱かせるだけでなく、自主財源の確保の観点からも大変な損失であります。

不納欠損に至らぬよう早期の滞納整理に努め、また、執行停止の措置をとるなど、その処分については、法令等の趣旨に沿って引き続き厳正に運用していただきたいと存じます。

自主財源の確保が、今後の地方自治体運営にとって緊要な課題であり、中長期的な財政計画等により、持続性のある行政運営を図ることが切望されるものであります。

次に、水道事業会計においては、水道料金の累積滞納額は前年度より356万9,000円減少し、6,793万2,000円で4年続けて減少となっております。また、昨年度より34万6,000円少ない47万8,000円の不納欠損処分も行われております。

公営企業会計は独立採算制が原則であり、収入未済額の増加は経営圧迫の要因となります。

水道事業会計においても、収入未済額の解消についてさらに全力で対処するとともに、年間給水量及び年間有収量を的確に把握し、供給単価を考慮し、販売損失の抑制に努め、独立採算性を基本とした適正な水道料金体系による企業経営に、より一層務めていただきたいと思っております。

最後に、国の財政状況でありますけれども、財務省は、国債など国の借金が平成27年6月末時点で1,057兆2,235億円になり、過去最大を更新したと発表しております。これは、社会保障費の財源を補うため国債の発行を続けた結果で、人口推計を基に計算しますと、国民1人当たり約833万円の借金を抱えていることとなります。

さらに、地方財政にとっても、今後、交付税の合併算定替え等厳しい状況が続くことが予想されますので、真の住民サービスとは何かを常に頭に置き、住民が安心して生活できる生活環境を望むものであります。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださいますようお願いを申し上げます。

以上が、平成26年度城里町各会計の決算に対する審査意見であります。町政進展のため、なお一層のご努力をお願いをしますのでございます。

以上でございます。

質 疑

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

議案第49号から議案第55号の平成26年度城里町7会計決算認定についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定についてから、議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定についてに関する質疑を終結をいたします。

決算特別委員会の設置・付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第49号から議案第55号の7件についてお諮りをいたします。

議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定についてから、議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により決算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、決算特別委員会に付託し、会期中に審査したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第55号については、議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中にただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を、控室においてお願いをいたします。

午前10時21分休憩

午前10時35分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

決算特別委員会委員の指名

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名を申し上げます。

1番藤咲英美子君、2番片岡藏之君、3番菌部一君、5番三村孝信君、6番河原井大介君、7番関誠一郎君、8番阿久津則男君、9番桐原健一君、10番小林祥宏君、11番南

條 治君、12番杉山 清君、14番鯉渕秀雄君、15番根本正典君、16番小坪 孝君の以上14名の諸君を決算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました14名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告をいたします。

委員長に3番菌部 一君、副委員長に15番根本正典君が選任されましたので、ご報告をいたします。

議案第56号の先議について

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま町長より、日程第19、議案第56号について、先議をしたい旨の申し出がございました。先議することに賛成の方はご起立願います。

14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） 議事進行については、議長にあることは重々承知してございます。ただいまの進行の形態は、現在までの城里町議会運営の慣例とはいささか違いがあると思っておりますが、議長独断での変更なのかどうか、そうだとするならば、諮問機関である議会運営委員会の必要性、これがなくなるものと思っております。

議長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 私一存ではございません。これは執行部の方と事務局の方と打ち合わせをして、こういう結果になりました。また国の方、県の方にもご相談をしまして、こういう案になった訳でございます。

以上でございます。

14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） いわゆる議会運営の慣例の変更ですから、国・県の場合は、地

方議会いろんな運営手法がございます。ここはここの運営方法、慣例で行っておりますものですから、過去の慣例に従い、やはり過去の慣例どおり議事進行を進めるのが妥当だと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 私ども執行部側は、これは人事案件で今までも従来どおりも先議でやってきました。しかしこの56号ですか、これは人事案件とは認識は私はしておりません。したがって、先議はいかなものかというふうでございます。これ……

〔「そういうこと聞いてないじゃない。議会運営の今までの慣例どおりに進めてほしいという要望しているんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） いや、慣例は、だから今までこういう慣例がないでしょう。

〔「何がですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） あったんですか、今まで。

〔「執行部から先議でお願いしたいという話は僕も聞いてます」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） いや、執行部からそれはありました、確かに。

〔「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時45分休憩

午前11時32分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（小松崎三夫君） 先程議案第56号の取り扱いにつきまして、事前に執行部と議会事務局において協議を行ったとの説明をいたしました。協議が不十分であり、私も同席していなかったことについて、大変申し訳ございません。ここでおわびを申し上げます。

それでは町長より、日程第19、議案第56号について先議をしたい旨の申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） 5番三村です。

先議ということですが、先議にかける場合、人事案件、これは会期中に人事案件が流れた場合欠員を補充するのが難しいというようなことがあります。また、会期の長い県議会等ですと、明許繰越等入札継続事業そういったもので予算執行を早くしたいと。そういった場合に、100日近い会期中、最終日になると非常に予算執行に支障を来すと、そういう場合に先議という形で行われると理解をしております。

今回56号の議案ですが、議員に個人に対する議員辞職勧告決議案ということ。私は、この問題については、町長の諮問機関である政倫審、前回総務委員会等で総務課長からは

経過は聞いたんですが、実際にその政倫審の委員長からは報告はない、町長にはあったんでしょうけれども。そういったことも含めまして、実はもう少しいろんな質問もしたい、また確認したいこともある。そういったことから、この会期中にそういう確認作業等を深めていきたいというふうに考えまして、この議案書のとおり最終日に審議と採決という形をとったほうがより深まった認識、理解を示せるのではないかと思ひまして、異議を申し上げます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 他にございませんか。

それでは、採決をいたします。

賛成の方の起立を求めます。

〔「何の賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 56号。

〔「だから先議することに賛成の方はと入れてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 日程第19、議案第56号 城里町議会議員の辞職勧告についてを採決いたします。

賛成の方は……

〔「違う、先議することについて」「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 暫時休憩。

午前11時38分休憩

午前11時46分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（小松崎三夫君） それでは56号について先議することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（小松崎三夫君） それでは起立少数です。よって審議しないことになりました。

議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま町長より日程第20、議案第57号について、先議をしたい旨の申し出がございました。先議することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって先議することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

ただいま町長より、日程第20、議案第57号について、議案書を差し替えたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定をいたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案配付〕

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第57号を先議したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号を先議することに決定をいたしました。

次に、日程第20、議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求める件についてであります。委員の辞職並びに任期満了に伴い、政治倫理審査会委員を選任するものであります。

まず、地方自治法の本旨に深く、かつ専門的な知識を有する委員として、弁護士で水戸市南町1丁目3番地23号の植崎明夫さん、学識経験者として行政書士で城里町大字石塚536番地の1、江幡幸子さんを推薦するものです。

また、町民から、城里町大字石塚502番地1、小野 昭さん、城里町大字栗1082番地、小幡利克さん、城里町大字阿波山902番地2、和田雅治さん、城里町大字塩子1011番地、川又重光さんを推薦するものです。

6名とも、性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見とも最適任者であります。よって、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

慎重審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第57号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第57号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結をいたします。

議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願

請願第4号 教育予算の拡充を求める請願

請願第5号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

請願第6号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第21、請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願、水戸農業協同組合提出分、日程第22、請願第4号 教育予算の拡充を求める請願、日程第23、請願第5号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願、日程第24、請願第6号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願、常陸農業協同組合提出分の取り扱いについて、根本議会運営委員長にご意見を賜りたいと思います。

15番根本正典君。

〔議会運営委員長根本正典君登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

取り扱いについては、慎重に審議すべきと考えます。

よって、請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願、請願第4号 教育予算の拡充を求める請願、請願第5号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願、請願第6号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願につきましては、教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいまの根本議会運営委員長の発言のとおり、請願第3号、請願第4号、請願第5号、

請願第6号は教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号、請願第4号、請願第5号、請願第6号については、教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

陳情第6号 「安全保障関連法案」の慎重審議に関する意見書提出を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第25、陳情第6号 「安全保障関連法案」の慎重審議に関する意見書提出を求める陳情の取り扱いについて、根本議会運営委員長にご意見を賜りたいと思います。

15番根本正典君。

〔議会運営委員長根本正典君登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） 議会運営委員会を代表いたしまして、陳情の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

取り扱いについては、慎重に審議すべきと考えます。

よって、陳情第6号 「安全保障関連法案」の慎重審議に関する意見書提出を求める陳情につきましては、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

只今の根本議会運営委員長の発言のとおり、陳情第6号は総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす9日から17日までは議案調査のため休会ではありますが、9日、10日及び11日は決算審査のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるようよろしくお願いをいたします。

次の会議は9日目の16日、午前10時に開会し、通告第1号、1番、藤咲芙美子君の一般

質問から入りますので、午前9時50分までに控室にご参集下さるようよろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午前11時57分散会